

○草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱

平成16年7月22日

告示第150号

改正 平成17年4月28日告示第82号

平成18年11月1日告示第226号

平成19年2月1日告示第8号

平成21年4月1日告示第65号

平成24年7月9日告示第168号

平成26年2月28日告示第33号

平成27年3月25日告示第43号

平成31年4月1日告示第91号

令和3年3月5日告示第47号

(趣旨)

第1条 市長は、市内の産業創出をもって産業振興を図るため、立命館大学内に独立行政法人中小企業基盤整備機構が整備する立命館大学連携型起業家育成施設「立命館大学BKCインキュベータ」に入居し、起業または新規事業展開等を図ろうとする者に対して、予算の範囲内で草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 立命館大学BKCインキュベータ 新事業創出促進法（平成10年法律第152号）第26条第1項第3号の規定により、独立行政法人中小企業基盤整備機構が事業所として立命館大学内に設置する施設
- (2) 中小企業者 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第2条第1項に規定する中小企業者

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、立命館大学BKCインキュベータに入居する者で次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 起業または新規事業展開を図ろうとする中小企業者または個人であること。

イ 入居者の起業または新規事業展開を支援する目的で入居する者で市長が特別に認めた法人または個人であること。

(2) 市税を完納していること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、立命館大学BKCインキュベータに入居するための賃料とする。ただし、賃貸借契約上の賃料にかかる消費税および地方消費税ならびに入居者が別途負担する光熱水費は、含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費について、入居施設の床面積1平方メートルにつき（1平方メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。）290円を乗じた額とする。

2 前項の規定する補助金について、入居開始日が月の初日でないとき、または退去日が月の末日でないとき等の補助金額は、日割計算とし、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、前2項の規定により算出された補助金の額と他の補助制度等により交付された補助金の額の合計額が、補助対象経費を超えることとなった場合には、その超える額に相当する額を上限として、市長が別に定める方法により、前2項の規定により算出された補助金の額を減額する。

(補助金の交付対象期間)

第6条 補助金の交付対象期間は、入居開始の日から起算して、1入居者につき5年を限度とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第3条第1項の規定にかかわらず草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、毎年度市長が定める日までに提出しなければならない

い。

- (1) 立命館大学連携型起業家育成施設に入居して行う事業の計画書
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 法人の場合にあつては、定款および商業登記の登記事項証明書
- (4) 個人の場合にあつては、住民票（外国人住民にあつては在留カードまたは特別永住者証明書）
- (5) 交付申請額内訳書
- (6) その他市長が必要と認めるもの
（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、交付決定通知書（別記様式第2号）を申請者に送付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第8条の規定により、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に交付申請取下届出書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更の届出）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金変更届出書（別記様式第4号）により関係書類を添え、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、規則第7条による決定の変更申請を行う場合はこの限りでない。

- (1) 立命館大学連携型起業家育成施設に入居して行う事業の計画に変更があつた場合（軽微な変更の場合を除く。）
- (2) 賃貸借契約書に変更があつた場合
- (3) 定款および商業登記の登記事項証明書の内容において、商号または目的に変更があつた場合
- (4) 補助事業者が法人化した場合
- (5) その他市長が必要と認める場合

(補助金の概算払い)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付請求書(概算払い)(別記様式第5号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出し、補助金の概算払いを受けることができるものとする。

(1) 賃料の支払いを確認できる書類または領収書の写し

(2) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の概算払いを受けることができる月は、毎年6月、9月、12月または3月とし、補助事業者は、当該月分までの補助金を交付請求することができる。

3 市長は、第1項の規定による請求書の提出があった場合には、当該請求書の内容を審査し、適当と認めるときは補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日(廃止の承認を受けた日を含む。)から起算して30日を経過した日または補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、当該報告書の審査および必要に応じて現地調査等を行い、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(別記様式第7号)を補助事業者に送付するものとする。

(交付決定の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容またはこれに附した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(書類の整備)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入および支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿および証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度から5年間保管しなければならない。

付 則

この要綱は、平成16年7月22日から施行する。

付 則（平成17年4月28日告示第82号）

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

付 則（平成18年11月1日告示第226号）

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

付 則（平成19年2月1日告示第8号）

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則（平成21年4月1日告示第65号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、改正後の草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱の規定は、平成21年度以降の補助金について適用する。

付 則（平成24年7月9日告示第168号）抄

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

（草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

1 1 第14条の規定による改正後の草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱第7条第4号の規定の適用については、当分の間、「在留カードまたは特別永住者証明書」を「在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証明書（旧外国人登録法（昭和27年法律第125号）に規定する外国人登録証明書をいう。）」と読み替えるものとする。

付 則（平成26年2月28日告示第33号）

この要綱は、平成26年2月28日から施行する。

付 則（平成27年3月25日告示第43号）

この要綱は、平成27年3月25日から施行する。

付 則（平成31年4月1日告示第91号）

この要綱は、平成31年10月1日から施行する。

付 則（令和3年3月5日告示第47号）

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

別記様式第1号(第7条関係)

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年度において、草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 入居施設 部屋番号 _____
面積 _____ m²
- 2 交付申請額 金 _____ 円
- 3 対象期間 年 月 日～ 年 月 日
- 4 添付書類
- (1) 立命館大学連携型起業家育成施設に入居して行う事業の計画書
 - (2) 賃貸借契約書の写し
 - (3) 法人の場合にあつては、定款および商業登記の登記事項証明書
 - (4) 個人の場合にあつては、住民票(外国人住民にあつては在留カードまたは特別永住者証明書)
 - (5) 交付申請額内訳書
 - (6) その他市長が必要と認めるもの

(別紙)

交付申請額内訳書

	入居施設	補助対象経費(賃料月額)	補助金交付申請額
4月	号室(m ²)	円	円
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合	計		

様式第2号(第8条関係)

発第 号
年 月 日

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付決定通知書

様

草 津 市 長

年 月 日付けで交付申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助基本額 金 円
- 2 交付決定額 金 円
- 3 条 件
 - (1) 申請書記載事項に変更があった場合には、変更(廃止・中止)承認申請書を市長に提出し、その承認を受けること。
 - (2) その他、草津市補助金等交付規則および草津市滋賀県大学連携型起業家育成施設入居補助金交付要綱の規定に従うこと。

様式第3号(第9条関係)

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金に係る
補助事業の交付申請取下届出書

年 月 日

草津市長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け 発第 号で交付決定の通知を受けた標記補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げたいので届け出ます。

記

交付申請取り下げ理由 _____

様式第4号(第10条関係)

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金変更届出書

年 月 日

草津市長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け 発第 _____ 号で交付決定の通知を受けた標記補助金については、下記のとおり変更があつたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

1 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2 変更の理由 _____

様式第5号(第11条第1項関係)

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金交付請求書(概算払い)

年 月 日

草津市長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け 発第 _____ 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

- 1 交付請求額 金 _____ 円(別紙内訳のとおり)
- 2 対象期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日
- 3 振込先

金融機関名	預金種別	口座番号
銀行	当座	
支店	普通	
ふりがな 口座名義		

- 4 添付書類
 - (1) 賃料の支払いを確認できる書類または領収書の写し
 - (2) その他市長が必要と認めるもの

(別紙)

交付請求額内訳書

	補助金交付決定 (額の確定)額	既交付額	今回請求額	備考
4月	円	円	円	
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合	計			

様式第6号(第12条関係)

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

住所 _____

氏名 _____ 印
(法人にあつては名称および代表者の氏名)

年 月 日付け 発第 _____ 号で交付決定の通知を受けた標記補助金について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 入居施設 部屋番号 _____
面積 _____ m²
- 2 交付決定額 金 _____ 円
- 3 実績額 金 _____ 円(補助金充当額)
- 4 対象期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 賃料の支払いを確認できる書類(既に提出済みの場合は不要)
 - (2) 実績額内訳書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの

(別紙)

実績額内訳書

	入居施設 号室 (m^2)	実績額		交付決定額 円
		支払い済み賃料月額 円	補助金充当額 円	
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

様式第7号(第13条関係)

発第 号
年 月 日

草津市大学連携型起業家育成施設入居補助金額の確定通知書

様

草津市長

年 月 日付け 発第 号で交付決定した標記補助金については、下記のとおり額を確定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 補助基本額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 確定額 | 金 | 円 |

別記様式第1号（第7条関係）

様式第2号（第8条関係）

様式第3号（第9条関係）

様式第4号（第10条関係）

様式第5号（第11条第1項関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第13条関係）